

平成30年3月30日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所 : ① 大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿1-25-1
: ② 鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂1-3-1
: ③ 株式会社大林組 東京都港区港南2-15-2
: ④ 清水建設株式会社 東京都中央区京橋2-16-1

2. 指名停止措置期間 : 4ヶ月 平成30年3月30日～平成30年7月29日

3. 事実概要

公正取引委員会は、JR東海の発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する事実があったとして平成30年3月23日に上記4社を刑事告発した。

4. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第4号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

以上